

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成23年
10月14日
(金曜日)

目次

告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課)……………一
特定鳥獣の捕獲等をする期間の延長に関する告示の一部改正(自然保護課)……………四
保安林予定森林(美祢市)(森林整備課)……………四
漁業災害補償法第八十二条第二項の規定による同意(水産振興課)……………四
漁業災害補償法第二百二十五条の六第一項の規定による同意(水産振興課)……………五
公告
特定鳥獣保護管理計画の変更の公表(二件)(自然保護課)……………五
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(二件)(商政課)……………五
公共測量の実施(監理課)……………六
教委公告
契約の締結……………六
公安委公告
契約の締結……………七

山口県告示第三百九十号



瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づき特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。
当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十三年十月十四日から同年十一月四日まで

の間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市市民生活部環境課において公衆の縦覧に供する。

平成二十三年十月十四日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 戸田工業株式会社
住 所 広島県大竹市明治新開一番四号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 戸田工業株式会社小野田事業所
所 在 地 山陽小野田市新沖一丁目一番一号
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力	予 定 日 期	連 続 使 用 時 間	時 間 隔
二六―口 (二基)	(m ³ /時)一〇	平成二四、一五	平成二四、三〇	平成二四、四一
"	(m ³ /時)一五	"	"	"
"	(m ³ /時)一五	"	"	"
"	(m ³ /時)一五	"	"	"
"	(m ³ /時)二五	"	"	"
"	(m ³ /時)二五	"	"	"
二六―口	(m ³ /時)六	"	"	"
"	(m ³ /時)二	平成二四、一	平成二四、二	平成二四、三
"	(m ³ /時)二	平成二四、一	平成二四、二	平成二四、三
"	(m ³ /時)二	平成二四、一	平成二四、二	平成二四、三
"	(m ³ /時)二	平成二四、一	平成二四、二	平成二四、三
二六―水	(N ³ /分)一〇〇	平成二四、一五	平成二四、三〇	平成二四、四一
"	(N ³ /分)一八〇	平成二四、一五	平成二四、二九	平成二四、一
"	(N ³ /分)一〇	平成二四、一五	平成二四、三〇	平成二四、四一

種 類	汚 水		等 汚 染 状 態		の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)					
	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大				
二七〇イ (二基)	二二	二二	三〇	三五	五〇	九〇	二六〇	四〇五	検出せず	検出せず	九〇	九〇
二六〇ホ	八	九	五〇〇	五〇〇	五五〇	九〇	検出せず	二〇〇〇	検出せず	検出せず	一	一
二六〇口	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一四〇	一四〇
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一〇	一〇
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	六四	六四
二六〇イ (二基)	二二	二二	三〇	三五	五〇	九〇	三〇〇	四〇〇	検出せず	検出せず	三一六	三一六

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

二七〇イ
(二基)

(m³/時)

平成二二、二一、三二、二一、三二

平成二四、三一、三二

平成二四、三一

〃

〃

〃

備考 「二六〇口」及び「二六〇ホ」並びに「二七〇イ」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第二十六号の無機顔料製造業の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設並びに同表第二十七号の無機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設をいう。

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 汚水等の処理施設に関する事項
 (一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造	能 力 ($m^3/日$)	処理の方式	使用時間間隔	一日当たり の使用時間	季節的変動の要	工事着手予定 年月日	工事完成予定 年月日	使用開始予定 年月日
凝集沈殿槽	コンクリート製	一三、七〇〇	PH調整・凝集	連続	二四時間	変動なし			
砂ろ過機	鉄製	一、〇〇〇	ろ過						
中和槽	コンクリート製	二、〇〇〇	中和						
アンモニア処理施設	ステンレス製	三五〇	ろ過・アンモニア吸収						
(既 設)									
(設)									

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項 目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量(m^3)	
	処理後	処理前	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大
凝集沈殿槽	〇・二	〇・二	〇・二	〇・二	八、四九七	九、五二七
砂ろ過機	〇・二	〇・二	〇・二	〇・二	七、八九七	八、九一七
中和槽	七	六・二	七	六・二	〇	〇
アンモニア処理施設	〇・三	〇・三	〇・三	〇・三	三二六	三二六

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 2 排水口	No. 1 排水口	排水水の汚染状態の値			排水の一日当たりの量 (m ³)
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質質量 (mg/l)	
"	七	通常	通常	通常	七、八九七
"	八・六	最大	最大	最大	八、九一七
八	一〇	通常	通常	通常	四、〇〇〇
一〇	二〇	最大	最大	最大	
五	一〇	通常	通常	通常	
一〇	三〇	最大	最大	最大	
〇・一	一	最大	最大	最大	
検出せず	六	通常	通常	通常	
検出せず	一〇	最大	最大	最大	
検出せず	〇・四	通常	通常	通常	
検出せず	〇・六	最大	最大	最大	
〇	七、八九七	通常	通常	通常	
四、〇〇〇	八、九一七	最大	最大	最大	

山口県告示第三百九十一号

特定鳥獣の捕獲等をする期間の延長に関する告示(平成十六年山口県告示第五百四十五号)の一部を次のように改正し、平成二十三年十一月一日から施行する。

平成二十三年十月十四日

山口県知事 二井 関 成

「第十四条第一項」を「第十四条第二項」に改める。
 イノシシの三 延長後の捕獲等をする期間に関する部分中「翌年の三月十五日」を「翌年の三月三十一日」に改める。

二ホンジカの二 捕獲等をする期間を延長する区域に関する部分中、「美祢市及び美祢郡」を「及び美祢市」に改める。

二ホンジカの三 延長後の捕獲等をする期間に関する部分中「翌年の三月十五日」を「翌年の三月三十一日」に改める。

山口県告示第三百九十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成二十三年十月十四日

山口県知事 二井 関 成

一 保安林予定森林の所在場所

山口県告示第三百九十三号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第八十五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同法第八十五条第二項の規定による同意があったと認められた。

(一)「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。()

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

(一) 立木の伐採の方法

三 指定施業要件

二 指定の目的

水源のかん養

一、三二六二、三二六四

美祢市東厚保町川東字方ヶ谷九六四の七、九六四の一八、一三三八の二、字オケ峠一〇六七、字大川向一〇一九の三、字岩ヶ川内一〇四九の一、字嵩一〇〇〇、二七九五の五(次の図に示す部分に限る。)、字森本一〇二二、二八四一の一、二八四三、字道願一〇二七、一〇二八、字白石一七八三、字平石一七二七の二、二七三八、字岩ヶ川内二九一二、二九一三、字座主ヶ谷一九三一、二九四〇、二九四九から二九五一まで、字僧都三〇二九の二、三〇三〇、三〇三五の一、字谷川三三三三の一、三三六一、三三六二、三三六四

平成二十三年十月十四日

山口県知事 二井 関成

区	域	区	分
黄波戸区域 角島区域 " 川棚区域 日良居区域		総トン数十トン未満の漁船により行う漁業 " 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業以外の漁業 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業 底びき網漁業	

山口県告示第百九十四号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百二十五条の六第三項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の加入区及び区分について同法第百二十五条の六第一項の規定による同意があったと認めた。

平成二十三年十月十四日

山口県知事 二井 関成

加	入	区	区	分
宇部岬第一加入区 宇部岬第二加入区 宇部岬第四加入区 宇部岬第五加入区		のり等養殖業（のり養殖業） " " "		



(三〇七) 特定鳥獣保護管理計画の変更の公表

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第七条第一

項の規定により、特定鳥獣（イノシシ）保護管理計画を変更したので、次の要領により公表します。

平成二十三年十月十四日

山口県知事 二井 関成

- 一 計画の変更の内容
特定鳥獣の数の調整に関する事項の変更
- 二 縦覧の場所
山口県環境生活部自然保護課及び各農林事務所

(三〇八) 特定鳥獣保護管理計画の変更の公表

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第七条第一項の規定により、特定鳥獣（ニホンジカ）保護管理計画を変更したので、次の要領により公表します。

平成二十三年十月十四日

山口県知事 二井 関成

- 一 計画の変更の内容
特定鳥獣の数の調整に関する事項の変更
- 二 縦覧の場所
山口県環境生活部自然保護課及び各農林事務所

(三〇九) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成二十三年六月三日山口県公告（一六五）に係る大規模小売店舗について次のとおり下松市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十三年十月十四日から同年十一月十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部産業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年十月十四日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ザ・モール周南、星ブラザ

所在地 下松市中央町二一番三号
二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(三二〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十三年六月三日山口県公告(一六六)に係る大規模小売店舗について次のとおり下松市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十三年十月十四日から同年十一月十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部産業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年十月十四日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ザ・モール周南、星プラザ

所在地 下松市中央町二一番三号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(三二一) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

第一項の規定により、山口県地方務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十三年十月十四日

山口県知事 二井 関成

一 作業の種類

公共測量(基準点測量)

二 作業の地域

周南市大字栗屋

三 作業の期間

平成二十三年十月一日から平成二十五年三月三十一日まで

公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十三年十月十四日

山口県知事 二井 関成

一 事務を担当する麻かいの名称及び所在地

山口県立山口図書館 山口市後河原一五〇番地の一

二 落札に係る特定役務の名称及び数量

山口県立山口図書館の図書等へのICタグ貼付業務 一式

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成二十三年九月七日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

株式会社図書館流通センター 東京都文京区大塚三丁目四番七号

六 落札金額

二千二百六十七万七千九百円

七 入札公告日

平成二十三年七月二十二日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県立山口図書館長 長田 真吾

(二) 調達方法

購入等

(三) 落札方式

最低価格



公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十三年十月十四日

山口県知事 二井 関 成

一 事務を担当する課の名称及び所在地

山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る物品等の名称及び数量

指紋自動識別システム 一式

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成二十三年九月十二日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区芝五丁目二九番一 一 号

六 落札金額

二億四千二百九十九万千円

七 入札公告日

平成二十三年八月二日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 二井 関 成

(二) 調達方法

借入れ

(三) 落札方式

最低価格



平成二十三年十月十四日発行

発行所

山口県知事庁